

令和4年12月12日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会附属資料

(令和4年12月7日付託分)

県土整備局

目 次

ページ

1	事務処理の特例に関する条例 新旧対照表【県土整備局関係】	1
2	神奈川県手数料条例 新旧対照表【県土整備局関係】	4
3	都市計画道路城山多古線（仮称）新坂下トンネル新設工事の概要	10
4	神奈川県道路公社有料道路整備事業計画 新旧対照表	14

改 正		現 行	
(削除)		(2) <u>法第3条第3項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)</u> の規定により、 <u>宅地造成工事規制区域を公示すること。</u>	
(削除)		(3) <u>法第4条第1項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)</u> の規定により、 <u>他人の占有する土地に立ち入ること。</u>	
(削除)		(4) <u>法第5条第1項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)</u> の規定により、 <u>土地に試掘等を行うことについて許可すること。</u>	
(削除)		(5) <u>法第5条第3項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)</u> の規定により、 <u>障害物を伐除し、その旨をその所有者及び占有者に通知すること。</u>	
(削除)		(6) <u>法第7条第1項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)</u> の規定により、 <u>損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償すること。</u>	
(削除)		(7) <u>法第7条第2項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)</u> の規定により、 <u>損失を受けた者と協議すること。</u>	
(削除)		(8) <u>法第7条第3項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)</u> の規定により、 <u>収用委員会に土地収用法(昭和26年法律第219号)第94条第2項の規定による裁決を申請すること。</u>	
(1)～(9) (略)		(9)～(17) (略)	
(10) 法第14条第4項の規定により、 <u>弁明の機会の付与を行わないで、工事の<u>施行</u>の</u>		(18) 法第14条第4項の規定により、 <u>弁明の機会の付与を行わないで、工事の<u>執行</u>の</u>	

改 正		現 行	
<p>停止を命ずること。 <u>(11)～(19)</u> (略) (削除)</p> <p><u>(20)～(23)</u> (略) <u>(24)</u> (1)から<u>(23)</u>までに掲げるものほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>		<p>停止を命ずること。 <u>(19)～(27)</u> (略) <u>(28)</u> <u>法第20条第1項の規定により、造成宅地防災区域を指定すること。</u> <u>(29)～(32)</u> (略) <u>(33)</u> (1)から<u>(32)</u>までに掲げるものほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	
137～157 (略)	(略)	137～157 (略)	(略)
158 神奈川県屋外広告物条例 (昭和24年神奈川県条例第62号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 (1)～(13) (略)	逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、 <u>大磯町</u> 、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村	158 神奈川県屋外広告物条例 (昭和24年神奈川県条例第62号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 (1)～(13) (略)	逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町_____、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村
159 神奈川県屋外広告物条例 (以下この項において「条例」という。)に基づく次の事務 (1) (略)	逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、 <u>大磯町</u> 、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村	159 神奈川県屋外広告物条例 (以下この項において「条例」という。)に基づく次の事務 (1) (略)	逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町_____、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村
160 (略)	(略)	160 (略)	(略)

2 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表【県土整備局関係】

改正			現行		
別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係			別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～48の2（略）			1～48の2（略）		
49 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び51の項に該当する場合を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1)（略） (削除)	49 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び51の項に該当する場合を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1)（略） (2) <u>共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の住宅部分（人の居住の用に供する建築物の部分をいう。以下この項、次項、52の項及び53の項において同じ。）の場合（住宅部分のみの申請をする場合に限る。）次に掲げる当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数（以下この項及び次項において「申請戸数」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> ア <u>申請戸数が1戸の共同住宅等</u> 3万4,000円 イ <u>申請戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等</u> 6万9,000円 ウ <u>申請戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等</u> 9万7,000円 エ <u>申請戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等</u> 14万円 オ <u>申請戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等</u> 20万円 カ <u>申請戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等</u>

改 正			現 行		
					28万円
					キ <u>申請戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等</u>
					38万円
					ク <u>申請戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等</u>
					50万円
					ケ <u>申請戸数が300戸を超える共同住宅等</u>
					59万円
	(2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額		(3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。） 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分（共用部分（共同住宅の住宅部分以外の部分をいう。以下この項、次項、52の項及び53の項において同じ。）の審査を要しない場合にあつては、次のア及びウに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額		
	ア <u>共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の住戸の部分</u> 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(ケ) (略)		ア <u>共同住宅等の住宅部分</u> 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		(ア)～(ケ) (略)
	イ (略)		イ (略)		
	ウ <u>非住宅部分</u> 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		ウ <u>非住宅部分（建築物の住宅部分及び共用部分以外の部分をいう。以下この項、次項、52の項及び53の項において同じ。）</u> 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に		

改 正			現 行		
		(ア)～(キ) (略)			定める金額 (ア)～(キ) (略)
50 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録住宅性能評価機関等」という。)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査(次項に該当する場合を除く。)	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	(1) (略) (削除)	50 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録住宅性能評価機関等」という。)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査(次項に該当する場合を除く。)	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	(1) (略) (2) <u>共同住宅等の住宅部分の場合(住宅部分のみの申請をする場合に限る。)</u> 次に掲げる申請戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 <u>ア 申請戸数が1戸の共同住宅等</u> 4,900円 <u>イ 申請戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等</u> 9,600円 <u>ウ 申請戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等</u> 1万6,000円 <u>エ 申請戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等</u> 2万7,000円 <u>オ 申請戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等</u> 4万5,000円 <u>カ 申請戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等</u> 8万1,000円 <u>キ 申請戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等</u> 13万円 <u>ク 申請戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等</u> 16万円 <u>ケ 申請戸数が300戸を超える共同住宅等</u> 17万円 (3) 一の建築物の場合(同時に住宅部分の申請をする場合を含む。) 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額

改 正			現 行		
		<p>ア 共同住宅等の<u>住戸の部分</u> 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(ケ) (略) イ・ウ (略)</p>			<p>しない場合にあつては、次のア及びウに掲げる建築物の部分)の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 共同住宅等の<u>住宅部分</u> 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(ケ) (略) イ・ウ (略)</p>
51 (略)			51 (略)		
52 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(前項及び次項に該当する場合を除く。)	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>(1) (略) (2) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の<u>住戸の部分</u>の場合(住戸の部分)のみの申請をする場合に限る。) 次に掲げる当該共同住宅等に係る計画の変更の認定について同時に申請された住戸の数(以下この項及び次項において「変更申請戸数」という。)の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～ケ (略) (3) 一の建築物(一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。)の場合(同時に<u>住戸の部分</u>の申請をする場合を含む。)当該申請に係る建築物の部分(既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。)について、次に掲げる建築物の部分(共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分)の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 既に計画の認定を受けた共同住宅等の<u>住戸の部分</u> 次に掲げ</p>	52 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	<p>(1) (略) (2) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の<u>住宅部分</u>の場合(住宅部分)のみの申請をする場合に限る。) 次に掲げる当該共同住宅等に係る計画の変更の認定について同時に申請された住戸の数(以下この項及び次項において「変更申請戸数」という。)の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～ケ (略) (3) 一の建築物(一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。)の場合(同時に<u>住宅部分</u>の申請をする場合を含む。)当該申請に係る建築物の部分(既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。)について、次に掲げる建築物の部分(共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分)の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 既に計画の認定を受けた共同住宅等の<u>住宅部分</u> 次に掲げ</p>	

改 正			現 行		
		<p>げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(ケ) (略) イ・ウ (略) エ 新たに追加する<u>共同住宅等の住戸の部分</u>、共用部分又は非住宅部分 <u>49の項(2)</u>の規定の例により算定した金額 (この場合において、<u>同項(2)</u>中「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とする。)</p>			<p>る共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(ケ) (略) イ・ウ (略) エ 新たに追加する<u>共同住宅等の住宅部分</u>、共用部分又は非住宅部分 <u>49の項(3)</u>の規定の例により算定した金額 (この場合において、<u>同項(3)</u>中「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とする。)</p>
53 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査(変更部分について同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る、51の項に該当する場合を除く。)	変更部分についての登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	<p>(1) (略) (2) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の<u>住戸の部分</u>の場合 (<u>住戸の部分</u>のみの申請をする場合に限る。) 次に掲げる変更申請戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～ケ (略) (3) 一の建築物の場合 (<u>同時に住戸の部分</u>の申請をする場合を含む。) 当該申請に係る建築物の部分 (既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。) について、次に掲げる建築物の部分 (共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分) の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 既に計画の認定を受けた共同住宅等の<u>住戸の部分</u> 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める</p>	53 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査(変更部分について同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る、51の項に該当する場合を除く。)	変更部分についての登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	<p>(1) (略) (2) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の<u>住宅部分</u>の場合 (<u>住宅部分</u>のみの申請をする場合に限る。) 次に掲げる変更申請戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～ケ (略) (3) 一の建築物の場合 (<u>同時に住宅部分</u>の申請をする場合を含む。) 当該申請に係る建築物の部分 (既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。) について、次に掲げる建築物の部分 (共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分) の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 既に計画の認定を受けた共同住宅等の<u>住宅部分</u> 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める</p>

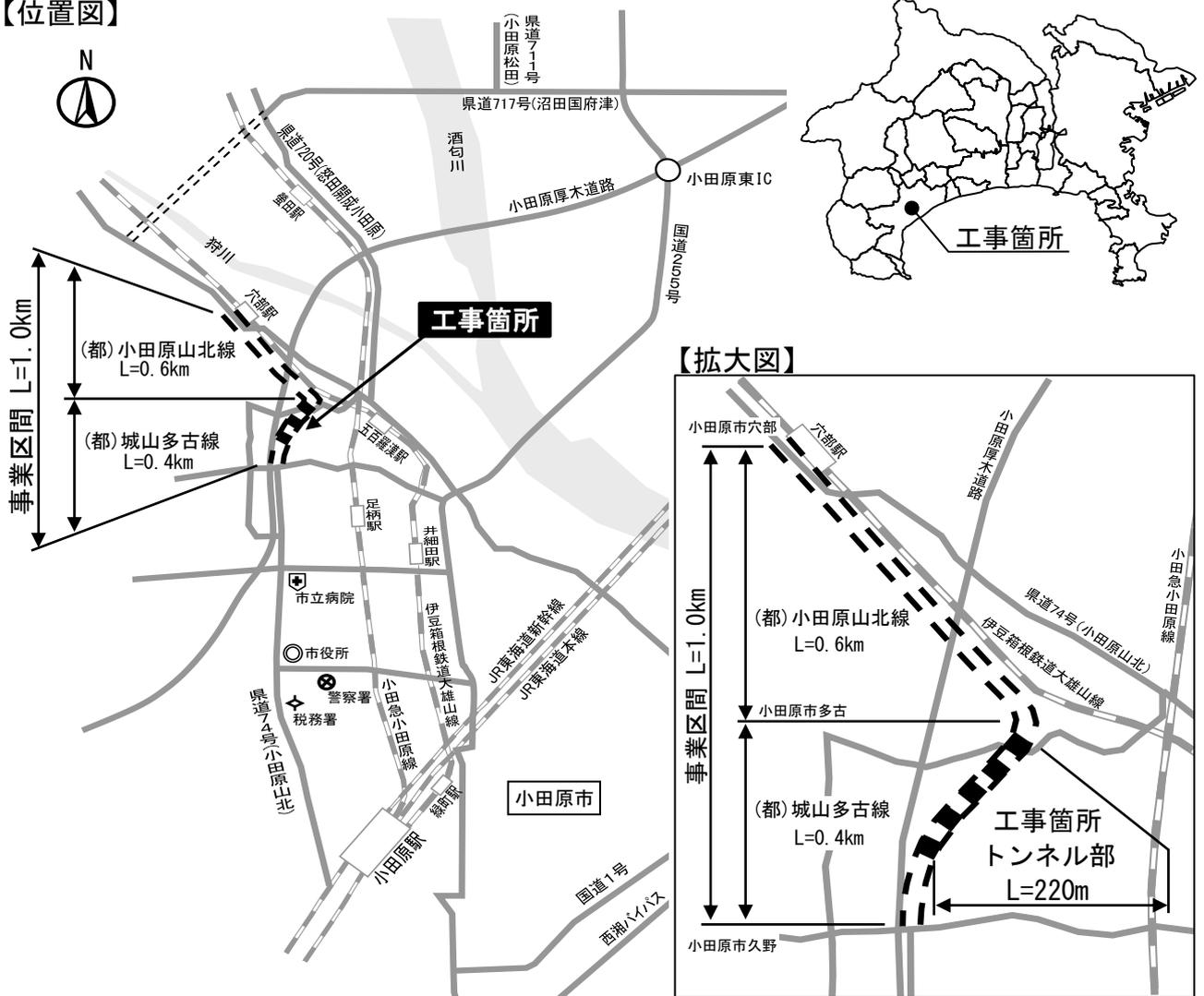
改 正			現 行		
		金額 (ア)～(ケ) (略) イ・ウ (略) エ 新たに追加する共 同住宅等の住戸の部 分、共用部分又は非住 宅部分 50の項(2)の規 定の例により算定した 金額 (この場合におい て、同項(2)中「総戸数」 とあるのは「追加する 戸数」と、「床面積」 とあるのは「追加する 床面積」とする。)			額 (ア)～(ケ) (略) イ・ウ (略) エ 新たに追加する共 同住宅等の住宅部分、 共用部分又は非住宅部 分 50の項(3)の規定の 例により算定した金額 (この場合において、 同項(3)中「総戸数」と あるのは「追加する戸 数」と、「床面積」と あるのは「追加する床 面積」とする。)
54～66 (略)			54～66 (略)		
9～11 (略)			9～11 (略)		

3 都市計画道路城山多古線（仮称）新坂下トンネル新設工事の概要

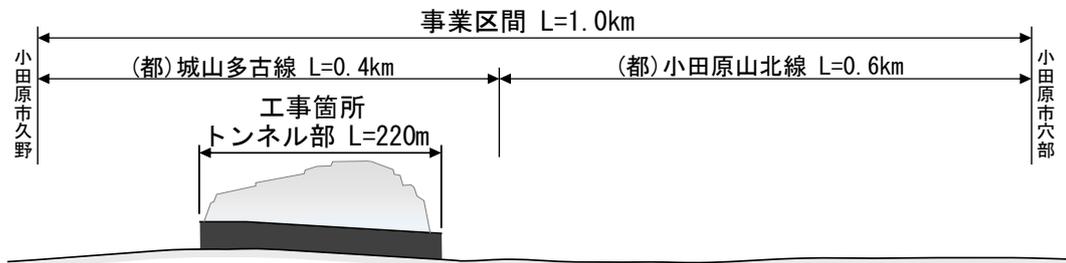
- (1) 工 事 名 称 都市計画道路城山多古線（仮称）新坂下トンネル新設工事
- (2) 工 事 場 所 小田原市久野～多古地内
- (3) 工 事 内 容 道路築造工
工事延長L=220m
トンネル工（NATM）L=220m
- (4) 請負契約金額 16億8,850万円
- (5) 請負契約者名 西松・エス・ケイ・ディ・稲元特定建設工事共同企業体
代表者 西松建設株式会社横浜営業所
所長 喜 多 紀 州
所在地 神奈川県横浜市西区北幸二丁目 8 番19号

都市計画道路城山多古線（仮称）新坂下トンネル新設工事

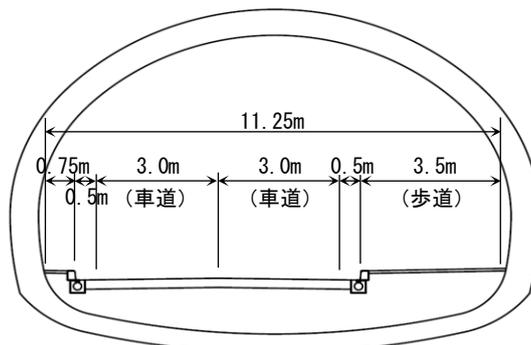
【位置図】



【縦断面図】



【標準横断面図】



入札執行状況調書

工事名称 都市計画道路城山多古線（仮称）新坂下トンネル新設工事

- 1 開札年月日 令和4年10月13日
- 2 落札額 1,688,500,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 153,500,000円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(別 表)

(単位 円)

予 定 価 格	落 札 額	品質確保保証価格	失格基準価格
1,749,700,000	1,535,000,000	1,539,736,000	1,462,749,200

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	評 価 値	摘 要
			第 1 回入札高		
奥村・NB・入江特定建設工事共同企業体	横浜市中区日本大通	株式会社奥村組横浜支店	1,537,000,000	0.0769	
鉄建・アコック・西特定建設工事共同企業体	横浜市中区不老町	鉄建建設株式会社横浜支店	1,539,500,000	0.0749	
鹿島・小雀・宮内特定建設工事共同企業体	横浜市中区太田町	鹿島建設株式会社横浜支店	1,539,300,000	0.0778	
西武・池田・小俣特定建設工事共同企業体	横浜市港北区新横浜	西武建設株式会社横浜支店	1,648,400,000	0.0697	
熊谷・坂田・水村特定建設工事共同企業体	横浜市中区桜木町	株式会社熊谷組横浜営業所	1,635,000,000	0.0728	
青木あすなる・増田・相信特定建設工事共同企業体	横浜市西区北幸	青木あすなる建設株式会社横浜支店	1,539,000,000	0.0789	
佐藤・国土開発・浅沼特定建設工事共同企業体	横浜市中区尾上町	佐藤工業株式会社横浜営業所	1,596,000,000	0.0727	
竹中土木・京急・中鉢特定建設工事共同企業体	横浜市西区花咲町	株式会社竹中土木横浜支店	1,530,000,000	0.0769	
西松・エス・ケイ・ディ・稲元特定建設工事共同企業体	横浜市西区北幸	西松建設株式会社横浜営業所	1,535,000,000	0.0790	落札
フジタ・テクノジャパン・林間特定建設工事共同企業体	横浜市神奈川区金港町	株式会社フジタ横浜支店	1,538,000,000	0.0754	
大日本土木・坪井工業・亀井工業特定建設工事共同企業体	横浜市中区真砂町	大日本土木株式会社横浜支店	1,545,400,000	0.0754	
戸田・伊達・アクア・アドバンス特定建設工事共同企業体	横浜市西区みなとみらい	戸田建設株式会社横浜支店	1,740,000,000	0.0670	

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

(注) 本件は、「総合評価方式(標準型)」により、請負契約者を決定したものである。上記表中の評価値は、小数第5位を四捨五入している。

(1) 入札価格 \geq 品質確保保証価格の場合

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times 1,000,000$$

(2) 品質確保保証価格 $>$ 入札価格 \geq 失格基準価格の場合

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{品質確保保証価格}} \times 1,000,000$$

4 神奈川県道路公社有料道路整備事業計画新旧対照表

(1) 三浦縦貫道路

変更後	現 行
<p>6 料金 (略) (注1) (略)</p> <p>(注2) 障害者割引 ア 割引を適用する自動車 <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付されている療育手帳(以下「手帳」という。)</u>に、<u>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)</u>若しくは<u>当該事務所を設置していない町村又は神奈川県道路公社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の(ア)又は(イ)の要件を満たすものとして、神奈川県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車</u></p> <p>(ア) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、神奈川県道路公社が別に定めるもの</p> <p>(イ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月</p>	<p>6 料金 (略) (注1) (略)</p> <p>(注2) 障害者割引 ア 割引をする自動車 <u>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)</u>又は<u>当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付を受けている療育手帳(以下「手帳」という。)</u>に、以下の(ア)又は(イ)の要件を満たすものとして、<u>神奈川県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車。</u></p> <p>(ア) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、神奈川県道路公社が別に定めるもの</p> <p>(イ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日</p>

27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき神奈川県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、神奈川県道路公社が別に定めるもの

また、上記（ア）又は（イ）の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、神奈川県道路公社が別に定めるものについては、神奈川県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。

イ 割引率
割引率は5割以下とする。

ウ 実施期日
神奈川県道路公社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。

（注）神奈川県道路公社が別に定めるとは、「有料道路における障害者割引措置実施要領」をいう。

（注3）企画割引

ア 償還計画に支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ウ 割引率
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

エ 実施する期間
実施する期間を個々の企

児発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき神奈川県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、神奈川県道路公社が別に定めるもの

イ 割引率
割引率は5割以下とする。

<p>画割引毎に適宜設定する。</p> <p>オ 事前の届出</p> <p>個々の企画割引毎に上記イからエまでの詳細について、事前に国土交通省関東地方整備局長に届け出るものとする。</p>	
--	--

(2) 真鶴道路

変 更 後	現 行
<p>4 料金 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者割引</p> <p>ア 割引を適用する自動車</p> <p><u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付されている療育手帳(以下「手帳」という。)に、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)若しくは当該事務所を設置していない町村又は神奈川県道路公社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の(ア)又は(イ)の要件を満たすものとして、神奈川県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車</u></p> <p>(ア) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、神奈川県道路公社が別に定めるもの</p>	<p>4 料金 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者割引</p> <p>ア 割引をする自動車</p> <p><u>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に規定する福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付を受けている療育手帳(以下「手帳」と総称する。)に、次の(ア)又は(イ)の要件を満たすものとして、神奈川県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車</u></p> <p>(ア) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、神奈川県道路公社が別に定めるもの</p>

(イ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき神奈川県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、神奈川県道路公社が別に定めるもの

また、上記（ア）又は（イ）

の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、神奈川県道路公社が別に定めるものについては、神奈川県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。

イ 割引率

5割以下とする。

ウ 実施期日

神奈川県道路公社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。

（注）神奈川県道路公社が別に定めるとは、「有料道路における障害者割引措置実施要領」をいう。

(3) 企画割引

ア 収支計画に支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定す

(イ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき神奈川県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、神奈川県道路公社が別に定めるもの

イ 割引率

5割以下とする。

<p><u>る。</u></p> <p><u>ウ 割引率</u> <u>個々の企画割引毎に企画</u> <u>内容に合わせて適宜設定す</u> <u>る。</u></p> <p><u>エ 実施する期間</u> <u>実施する期間を個々の企</u> <u>画割引毎に適宜設定する。</u></p> <p><u>オ 事前の届出</u> <u>個々の企画割引毎に上記</u> <u>イからエまでの詳細につい</u> <u>て、事前に国土交通省関東地</u> <u>方整備局長に届け出るもの</u> <u>とする。</u></p> <p><u>(4)</u> 上記の自動車の種類は、別表の とおりとする。</p>	<p><u>(3)</u> 上記の自動車の種類は、別表の とおりとする。</p>
---	---